

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-16
処分の種類	温泉採取許可の取消し			
根拠法令条例等・条項	温泉法第14条の9第1項			
処分の概要	温泉採取許可の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>第14条の9 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第14条の2第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第14条の2第1項の許可に係る温泉の採取が同条第2項第1号に該当するに至ったとき。</p> <p>二 第14条の2第1項の許可を受けた者が同条第2項第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 第14条の2第1項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>四 第14条の2第1項の許可を受けた者が同条第3項において準用する第4条第3項(第14条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p>			
基準の制定根拠	—			